

議案第 4 1 号

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年岩倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「岩倉市」を「岩倉市（以下「市」という。）」に改める。

第4条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条の見出し中「ポスター作成の」を「ポスターの作成に係る」に改める。

第7条中「岩倉市」を「市」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。